

本と労働との調和施設の問題として同調査會に諮問せられたのであつた。同調査會は特別委員會を設けて審議の結果、翌八年二月次の如き答申をなした。

- 一、労働組合は其の自然の發達に委すこと、
- 二、政府に於て速かに労働問題調査及び労働保護に關する事務を統轄する機關を設置すること、
- 三、政府は労働保険、仲裁制度、純益分配制度等に關しては速かに其の調査を遂げ、其の實行を期すること、

四、資本労働両者の協同調和を圖る爲適切なる民間の機關の設立に關し、政府に於て調査を遂げること。政府は日々激化する勞資の對立抗争を前にして、最早又單なる行政的取締を以つては、事態の收拾し得べから

ざることと理解すると共に、労働問題解決機關の設置の必要を痛感するに至つた。

他方、斯かる状態の下に於て、當時の勞資問題解決の衝にあつてゐた内務大臣床次竹次郎氏は、勞資問題解決のための機關設置の必要を痛感し、この間實業界、言論界その他の有方なる方面と折衝して種々研究を進めた。後、遂に大正八年一月同内相は、貴族院議長徳川家達公、樞密院副議長清浦奎吾子、益澤榮一男及び衆議院議長大岡育造氏等と内相官邸に相會し、労働問題解決のための勞資協調機關の設置に就いて協議の結果、次の如き原則の決定を見たのであつた。即ち、中央に労働問題に關する一切の解決を爲すべき一つの民設機關を設け、この機關は労働者に偏せず、資本家に組せず、純然たる第